

一般社団法人いま・ここ 給与規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人いま・ここ（以下「この法人」という。）常勤職員及びパート職員の給与等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 給与は全額通貨で直接本人に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員の承諾があったときは給与の全額を、職員の指定した本人名義の口座に振込む方法により支払うことができる。

3 次に掲げるものは給与から控除することができる。

(1) 所得税

(2) 住民税

(3) 社会保険料のうち被保険者負担分

(4) その他、この法人と職員等で協議のうえ労使協定を締結したもの

(5) その他、職員から控除を申し出たもののうちこの法人が必要と認めるもの

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給、及び諸手当とする。

2 諸手当は、リーダー手当、通勤手当及び時間外勤務手当とする。

3 勤務日数、勤務時間により、月額給制と時間給制の2種類とする。

(計算の期間及び支給日)

第4条 給与の計算は当月1日から当月末日までとし、支払日は翌月21日（支払日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる）とする。

2 月の途中において採用、又は退職した者には、月額給制の場合、当該月分は日割計算とする。

(日割額及び時間割額)

第5条 勤務1日当たりの給与額（以下「日割額」という）は、給料月額をその月の休日及び勤務を要しない日を除いた残日数で除した額とする。

2 勤務時間1時間当たりの給与額（以下「時間割額」という）は、基本給及びリーダー手当の合計額を月間平均勤務時間で除した金額とする。

(端数計算)

第6条 前条に規定する時間割額及び第13条各項に掲げる給与額を計算する場合において、該当額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切捨て、50銭以上1円

未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(給料の減額)

第7条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる期間を除き、日割額及び時間割額を減額して支給する。

- (1) 年次有給休暇の期間
- (2) 前号のほか代表理事が正当な事由があると認める場合において、その都度定める期間

(基本給)

第8条 基本給は、別表1の給料表に定めるところによる。

(給与改定)

第9条 給与改定の時期は4月1日とする。給与改定の実施については、法人の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

(リーダー手当)

第10条 リーダー業務にかかる手当として、リーダーの職にある職員に対し、月額4,000円を支給する。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、職員の自宅より勤務地までの合理的な経路を使用した最短距離をもちいて、以下の方法により計算した額を支給する。

- (1) 公共交通機関の場合（バス・電車等）
実費（ただし、1か月当たりの上限額は、通勤用定期6ヶ月分の額を6で除した額とする。）
- (2) 交通用具利用の場合（自家用車、バイク、自転車等）
自宅から勤務地までの実距離の区分に応じて、通勤日額一覧表（表1）により定める日額に勤務日数を乗じた額を支給する。1か月当たりの上限額は、表1の非課税限度額のとおりとする。

○通勤日額一覧表（表1）

通勤距離区分(片道)	日額(円)	1か月あたりの非課税限度額(円)
2Km未満	0	0
2km以上4km未満	90	4,200
4km以上6km未満	160	
6km以上8km未満	220	

8km以上10km未満	280	
10km以上15km未満	400	7,100
15km以上20km未満	560	12,900
20km以上25km未満	720	
20km以上30km未満	880	18,700
30km以上35km未満	1,040	
35km以上40km未満	1,200	24,400
40km以上45km未満	1,360	
45km以上50km未満	1,520	28,000
50km以上55km未満	1,680	
55km以上60km未満	1,840	31,600
60km以上	2,000	

(時間外勤務手当)

第12条 時間外勤務手当は、超過勤務・休日勤務を命ぜられた職員に対し、その時間外勤務又は休日勤務を行った全時間の時間外勤務計算時における時間給に次に掲げる割合を乗じた額を支給する。

- (1) 1日の労働時間が8時間に達するまでの間の勤務 100分の100
- (2) 1日の労働時間数が8時間を超えた勤務
 - ① 1か月の時間外労働45時間以下・・・100分の125
 - ② 1か月の時間外労働45時間超～60時間以下・・・100分の135
 - ③ 1か月の時間外労働60時間超・・・・・・・・100分の150
 - ④ ③の時間外労働のうち代替休暇を取得した時間・・・100分の135（残り15%の割増賃金は代替休暇に充当する。）
- (3) 1年間の時間外労働の時間数が360時間を超えた部分・・・100分の140
この場合の1年は毎年4月1日を起算日とする。
- (4) 時間外労働に対する割増賃金の計算において、上記(2)及び(3)のいずれにも該当する時間外労働の時間数については、いずれか高い率で計算することとする。
- (5) 法定休日における勤務 100分の135
- (6) その勤務が、深夜（午後10時から翌日午前5時までの間）である場合においては、前3号の割合に100分の25を加算した割合とする。

(休職者等の給与)

第13条 職員の欠勤期間及び休職期間については、原則として給与を支給しない。ただし、欠勤、休職の理由が業務上の傷病によるものである場合は、この限りでない。

2 遅刻、早退については、不足する勤務時間を翌月までに勤務して調整する。
(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年9月26日より施行する。(令和2年9月26日理事会決議)

別表1 (第8条関係)

(基本給)

この法人の業務を行う職員に適用する基本給

区分	基本給	備考
常勤職員	月給180,000円～ 280,000円	年齢、経験、資格等を考慮し、 各人ごとに決める
パート職員		
コーディネーター	時給1,380円	
事務員	時給1,000円	

一般社団法人いま・ここ